

行政手続における押印等の見直し方針（山口県）

（行政手続のオンライン化の前提となる押印等の見直しの徹底）

県民の利便性の更なる向上、多様で柔軟な新しい働き方の加速化、行政の生産性向上等を図る観点から、行政手続における押印廃止等の取組を積極的に推進し、見直し可能なものから順次拡大していきます。

押印の見直し

区 分		方 針（原則）
県民等に 求めている 押印	県の要綱・要領等に基づくもの 〔県独自〕 【例】請求書、補助金申請など約1,500手続	10月中に廃止
	県の条例・規則等に基づくもの 〔県独自〕 【例】不動産取得税の申告、食品衛生関係営業の許可申請など 約700手続	今年度中に廃止
	国の法令等に基づくもの 【例】法人県民税・法人事業税の申告、契約書など約1,100手続	国に法令等の改正を要望 国のガイドラインや法令改正等を踏まえて対応
県庁内部の 押印	県の意思決定(内部決裁)におけるもの	電子決裁システムを導入し、押印を廃止 (令和3年10月～：一部の事務に先行導入) (令和4年4月～：本格導入)
	職員が提出するもの 【例】時差出勤申請書、旧姓使用申出書など約200手続	押印の根拠等に応じて順次廃止 (要綱・要領等関係は10月中に廃止)
県が発出する文書等への公印の押印		権利利益の認定等の重要な手続を除き 公印省略を進める

書面規制の見直し

区 分		方 針（原則）
県の条例・規則、要綱・ 要領等に基づく行政手続 〔県独自〕	申請件数が500件を超える手続や補助金 申請などの優先度の高い手続	今年度、オンライン化に順次着手し、 令和3年度中を目標にオンライン化を完了
	その他の手続	令和4年度中にオンライン化を完了
国の法令等に基づく行政手続		国のガイドラインや法令改正等を踏まえて対応 (可能なものから順次オンライン化に着手)